

様式第3号（第9条、第10条関係）

誓 約 書

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

誓約者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）	印

登録申請者、その法定代理人及びこれらの役員は、鳥取県屋外広告物条例第10条の5第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

鳥取県屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第10条の5 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第10条の3の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

- （1） 第10条の15第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- （2） 登録を受けて屋外広告業を営む者（以下「屋外広告業者」という。）で法人であるものが、第10条の15第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内に当該屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- （3） 第10条の15第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- （4） この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- （5） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその構成員（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団等と密接な関係を有する者
- （6） 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- （7） 法人でその役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
- （8） 第10条の3第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者